

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令	○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	三五
告 示	○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令	三五
	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三三
	○平成二十五年水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件	三三
	○国土調査として指定した件	三七
	○土地改良法により換地処分をした件	三七
	○道路の区域を変更する件	三七
	○道路の供用を開始する件	三七
	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十四件	三七
公 告	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	三三
	○福島県公安委員会	三三
雑 報	○道路交通法による指定講習機関として指定した件	三三
	○有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件の一部を改正する件	三三

福島県訓令第三号

訓 令

本庁機関
出先機関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（平成十年福島県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「又は」の下に「農林水産部農業支援総室農業振興課若しくは」を加え、「同法第九条」を「同条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第4号

本庁機関
出先機関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程（昭和三十五年福島県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一文書の印刷又は製本作業に従事する職員の項中

二年	女子職員にあつて
二年	業上衣とする。

は作
を
二年
に改め、同表農林事務所（農業普及所

及び大柿ダム管理事務所に限る。）又は病害虫防除所に勤務する技術職員の項中「及び大柿ダム管理事務所」を「大柿ダム管理事務所及び富岡林業指導所」に改め、同表水

産事務所に勤務し、改良普及業務に従事する技術職員の項中

二年	女子職員を除く。
----	----------

水稲 一キログラム 三六〇円
大豆 一キログラム 三二九円

(水田畑作課)

福島県告示第四百十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十六年三月十一日次のとおり指定した。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市湊町大字共和の一部

三 調査期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第五百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十六年二月二十四日長峰地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農地管理課)

福島県告示第五百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白河 停車場線	白河市郭内二二三番九 三地先から 同 市大工町七二番地 先まで	変更前 A 二〇・〇〃 三九・〇	二〇七・五	

白河市大工町七二番地 先から 同 市手代町五二番一 地先まで	変更後	B 二〇・〇〃 三九・〇	二二七・〇
---	-----	-----------------	-------

白河市郭内二二三番九 三地先から 同 市大工町七二番地 先まで 白河市大工町七二番地 先から 同 市手代町五二番一 地先まで	変更後	A 二〇・〇〃 三九・〇 B 二〇・〇〃 三九・〇	二〇七・五 二二七・〇
---	-----	------------------------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第五百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十六年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道白河停車場線	白河市大工町七二番地先から 同 市手代町五二番一地先まで	平成二十六年三月二三日

(道路計画課)

福島県告示第五百一十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月五日次のとおり指定した。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所
小泉 清一 南相馬市原町区本 指定の有効期間
町二丁目五八番地 平成二十六年四月一日から平成 売りさばきの場所
三十二年三月三十一日まで 住所地に同じ
(出納総務課)

福島県告示第百五十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月七日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
大河原 精 岩瀬郡鏡石町不時
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
沼二三四番地 三十二年三月三十一日まで
(出納総務課)

福島県告示第百五十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十二日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
佐藤 重義 相馬市中村字大町
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
三四番地 三十二年三月三十一日まで
(出納総務課)

福島県告示第百五十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十三日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
合資会社錦尚 相馬市中村字大手
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
堂 先九番地 三十二年三月三十一日まで
(出納総務課)

福島県告示第百五十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十四日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
ふたば農業協 双葉郡大熊町下野
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 売りさばきの場所
同組合 上字大野三九八番 三十二年三月三十一日まで 双葉郡川内村大字上
川内字町分一〇六番

地 地 (出納総務課)

福島県告示第百五十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十七日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
石川地区交通 石川郡石川町字長
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
安全協会 会 久保一八五番地の 三十二年三月三十一日まで
長 石井 清 二

福島県告示第百五十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月十九日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
株式会社まる 郡山市堂前町九番
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
ほ 三号 三十二年三月三十一日まで

須賀川地区交 須賀川市八幡町一 同
通安全協会 九番地の七 同
会長 草野 美昭 同

株式会社升屋 南会津郡南会津町 同
商店 田島字東町甲二八 同
六八番地

福島県告示第百六十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十日次のとおり指定した。
平成二十六年三月十八日

氏名又は名称 住所
相馬地区食品 南相馬市原町区錦
指定の有効期間 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
福島県知事 佐藤 雄 平

(出納総務課)

衛生協会 会 町一丁目三〇番地 三十二年三月三十一日まで
 長 太田 正
 克
 双葉地区食品 双葉郡富岡町大字 同
 衛生協会 会 小浜字中央五八三
 長 高野 泰 番地

(出納総務課)

福島県告示第百六十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十一日次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
 いわき南地区 いわき市植田町南 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
 交通安全協会 町一丁目六番地の 三十二年三月三十一日まで
 会長 室井 六

五郎
 いわき東地区 いわき市小名浜岡 同
 交通安全協会 小名字御代坂一九
 会長 齊藤 番地
 誓之助

いわき常磐地 いわき市常磐関船 同
 区交通安全協 町大平一六番地の
 会 会長 佐 一

藤 久男
 阿部 正征 いわき市常磐湯本 同
 いわき市母子 町吹谷八三番地
 寡婦福祉会 いわき市平字梅本 同
 会長 柴田 二一番地

孝子
 横田 通子 いわき市四倉町字 同
 西三丁目六番地の
 七

(出納総務課)

福島県告示第百六十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十四日次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
 鈴木 清 住所 相馬市中村字大手 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
 先四三番地 三十二年三月三十一日まで

(出納総務課)

福島県告示第百六十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十五日次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
 南会津公衆衛 南会津郡南会津町 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
 生協会 会長 田島字天道沢甲二 三十二年三月三十一日まで
 渡部 佳弘 五四二番地の二
 会津みなみ農 南会津郡南会津町 同
 業協同組合 田島字行司七六番
 地 同
 会津みなみ農 同
 業協同組合

南会津郡南会津町古 町字居平一八番地の
 一
 南会津郡南会津町山 口字村下一五六五番
 地の 一
 (出納総務課)

(出納総務課)

福島県告示第百六十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十六日次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
 有限会社成光 郡山市大槻町字新 平成二十六年四月一日から平成 住所地に同じ
 池下五六番地の五 三十二年三月三十一日まで
 丹治 一郎 郡山市並木一丁目 同
 一三番地の七
 小櫻 恵 白河市新白河二丁 同
 目四六番地一
 白河区交通 白河市昭和町二二 同
 安全協会 会 六番地の二

郡山市富田町字稲川 原四〇番地 白河市白坂一里段六 番地二二六 住所地に同じ

長 小櫻輝
 鈴木 源八 白河市八幡小路六 同
 番地
 金子 尚雄 白河市本町八番地 同

(出納総務課)

福島県告示第百六十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年二月二十八日次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
有限会社スチューデントライフサポート	会津若松市大町一丁目九番八号	平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九〇番地
福島県庁消費組合 組合長 鈴木 正晃	福島市杉妻町五番七五号		会津若松市追手町七番五号
会津地区公衆衛生協会 会長 加藤 道義	会津若松市追手町七番四〇号		住所地に同じ
武藤 守弘	会津若松市中央一丁目二番二六号		住所地に同じ
会津若松地区交通安全協会 会長 田中 文雄	会津若松市山見町二四八番地		住所地に同じ
斎藤 やす代	会津若松市米代一丁目一番三号		住所地に同じ
瀬野 静子	喜多方市字一丁目四六三六番地の二		喜多方市字一丁目四六三六番地
喜多方地区交通安全協会 会長 荒川 洋二	喜多方市関柴町上高領字宮越五三七番地の一〇		住所地に同じ
山口 謙太郎	喜多方市塩川町小府根字畑ヶ田三六		住所地に同じ

鈴木 八朗 番地 耶麻郡北塩原村大字大塩字下六郎屋敷二一八三番地 同

猪苗代地区交通安全協会 会長 鈴木 榮太郎 耶麻郡猪苗代町字梨木西一〇〇番一 同

有限会社近江屋商店 河沼郡会津坂下町字市中三番甲三六六六番地 同

会津坂下地区交通安全協会 会長 増井 久人 河沼郡会津坂下町字館ノ下三一一番地 同

千葉 平吉 大沼郡会津美里町字高田甲二七六八番地 同

渡部 タミ子 大沼郡金山町大字横田字中丸二四四番地 同

若林 豊次 大沼郡金山町大字川口字上町六五八番地 同

(出納総務課)

福島県告示第百六十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十六年三月四日次のとおり指定した。
 平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばきの場所
油井 キク	福島市新町七番三号	平成二十六年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	住所地に同じ
福島北地区交通安全協会 会長 小野 金悦	福島市飯坂町平野字江合二番地八		住所地に同じ
有限会社角田	福島市飯坂町平野		住所地に同じ

商店	字明神町二一番地	
福島県庁消費組合 組合長	福島市杉妻町五番七五号	同
鈴木 正晃		福島市杉妻町二番一六号
有限会社福島自動車学校	福島市町庭坂字原中二番地の五一	住所地に同じ
有限会社吾妻自動車教習所	福島市下野寺字遠原三六番地の五	同
二本松地区交通安全協会	二本松市若宮二丁目一六三番地の五	同
達夫 野地		同
有限会社遊佐商店	二本松市油井字福岡一四番地	同
伊達地区交通安全協会	伊達市保原町大泉字大地内六一番地の四	同
菅野 宇		同
桑折地区交通安全協会	伊達郡桑折町大字谷地字形土一五番地の二	同
長 亀岡 彦		同
久 川俣地区交通安全協会	伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島二〇番地の二	同
志 長 蓮沼 洋		同

(出納総務課)

公 告

公告第八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月六日

二 名称

- 三 特定非営利活動法人教育・雇用研究機構
代表者の氏名 佐瀬 正行
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木百六十三番地
- 五 定款に記載された目的
当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対して雇用問題解決を最終目標とする社会教育環境の充実の為の人材育成と周辺教育環境整備への支援事業及び共働・連携事業を行うことによつて、教育環境や社会環境の整備、社会教育を提供する場の実現、雇用問題の解決などに貢献し、若者が夢を持って将来を描き、希望を持つて就業する事が出来る活力ある社会の構築を目指すことを目的とする。

(文化振興課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成26年3月18日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

- 1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地
株式会社 県南自動車学校	福島県白河市東釜子字古峯内98番地	穂積 功久	県南自動車学校	福島県白河市東釜子字古峯内98番地

- 2 特定講習の種別
取消処分者講習
3 指定年月日
平成26年3月6日

（運転免許課）

雑 報

福島県道路公社公告第一号
 有料道路「福島空港道路」の料金の額及び徴収期間を公告する件（平成十三年福島県道路公社公告第二号）の一部を次のように変更し、平成二十六年四月一日から適用する。
 平成二十六年三月十八日

一の備考以外の部分を次のように改める。
 一 料金の額

特 大 車	大 型 車	中 型 車	普 通 車	軽 自 動 車 等	車 両 の 種 類	料 金 の 額 （ 通 行 一 回 当 た り ）	単 位 （ 円 ）
							八七〇
							五一〇
							三六〇
							三一〇
							二五〇

福島県道路公社
 理事長 原 利 弘